

判例評釈

審決が補正前の請求項を対象として審理判断した手続上の瑕疵と審決の取消し

— 「転がり軸受」事件（知財高判令和 8 年 9 月 9 日・令和 8 年(行ケ)第 10016 号） —

Claude Opus 5.5

2026 年 10 月 9 日

【判決の表示】

裁判所	知的財産高等裁判所第 2 部（裁判長裁判官 森富義明、裁判官 菊池絵理、裁判官 天野研司）
判決日・事件番号	令和 8 年 9 月 9 日判決言渡（口頭弁論終結 令和 8 年 7 月 22 日）、令和 8 年(行ケ)第 10016 号 審決取消請求事件 ¹
当事者	原告 株式会社空スペース / 被告 特許庁長官
対象審決	不服 2024-17594 号（令和 8 年 1 月 5 日、請求不成立）
本願	特願 2020-186871（発明の名称「転がり軸受」）
結論	審決取消（訴訟費用は被告負担）
関連条文	特許法 178 条 1 項、181 条 1 項（判決要旨の掲記） ²

本評釈の要点

1. 審決は「第 2 本願発明」で補正後の請求項 1 を掲げながら、「第 4 当審における判断」では、明確性・進歩性・審判請求人の主張への応答のすべてで補正前の請求項 1 の文言を引用していた。本判決は、これを補正前の発明を対象として審理判断した「**手続上の瑕疵**」と認定し、審理判断の対象が異なる以上、結論への影響は明らかであるとして、明確性・実施可能要件・進歩性に立ち入らずに審決を取り消した。
2. 評者は結論・理由とも賛成する。被告の「補正後の文言で読んでも結論は同じ」との主張を容れることは、特許庁が一度も判断していない補正後の発明について、裁判所が第一次的に判断することに等しい。事案類型は異なるが、最判平成 11 年 3 月 9 日（大径角形鋼管事件）が「同一結論」論を退けた趣旨に沿う。
3. もっとも、差戻し後も、補正されていない構成に関する記載要件上の問題が残る可能性はある（評者）。補正後の発明の特許性は改めて判断されるべきもので、本判決が権利化の成否を示したわけではない。本判決の実務上の意義は、審決の審理対象を審決書の記載から客観的に確定するという原則の確認と、審決起案の品質管理への警鐘にある。

※ 本評釈では、判決書・公報等から確認できる事実と、評者の分析・推察とを区別し、後者には「評者」「推察」等と明記した。

一 事案の概要

1 手続の経緯

年月日	手続
令和 2 年 11 月 10 日	原告が特許出願（特願 2020-186871、発明の名称「転がり軸受」）
令和 6 年 8 月 29 日付け	拒絶査定
令和 6 年 11 月 2 日	拒絶査定不服審判請求（不服 2024-17594 号）
令和 7 年 8 月 20 日付け	審判合議体による拒絶理由通知
令和 7 年 9 月 16 日	意見書・手続補正書を提出（本件補正）
令和 8 年 1 月 5 日	本件審決（請求不成立）。謄本送達は同年 2 月 5 日
令和 8 年 3 月 4 日	本件訴訟提起

年月日	手続
令和 8 年 9 月 9 日	本判決（審決取消）

出典：判決書「第 2 事案の概要」¹

2 本願発明と本件補正

本件補正は、請求項 1 のうち末尾の温度条件だけを変更したものである¹。以下では、判決書・審決の用語に従い、自律分散式転がり軸受の構成を「構成 A」、これに続く摩擦・摩擦熱の低減から温度条件までの記載を「構成 B」と呼ぶ（構成 A は審決、構成 B は被告が訴訟で用いた呼称）。

	補正前	補正後
共通部分	「…前記内輪と前記外輪の少なくとも一方の材質をアルミニウム合金、またはマグネシウム合金とし、前記玉の動作時の公転と自転比率を変えることにより保持器を使用しないで負荷を受ける玉同士を非接触とする自律分散式転がり軸受の構成とし〔以上が構成 A〕、前記玉と前記軌道との摩擦と摩擦熱を低減せしめることにより、〔構成 B の前段。補正なし〕」	
構成 B のうち補正された部分	「前記 軸受停止時に対する 前記軸受動作時の前記内輪軌道及び前記外輪軌道の 温度上昇値 を、前記内輪軌道及び前記外輪軌道の強度低下温度未満とした」	「前記軸受動作時の前記内輪軌道及び前記外輪軌道の 温度 を、前記内輪軌道及び前記外輪軌道の強度低下温度未満とした」

出典：判決書「第 2 の 3」¹。太字は評者による。

補正前の記載は、停止時からの差分である「温度上昇値」を、強度低下が始まる温度である「強度低下温度」と比べるもので、比較の対象どうしの対応に疑問を生じさせる余地があった。補正後は、動作時の軌道温度そのものを強度低下温度と比べる形になった（評者注）。なお、出願公開時の明細書は、軽合金の融点が 600℃程度で、100℃を超えると強度低下が始まる旨を記載している³。

「自律分散式転がり軸受」は、原告が 2007 年頃に開発を公表した、保持器を用いずに玉どうしの接触を防ぐ軸受技術である⁴。出願公開時の明細書は、自律分散機構を実現する具体的構造については、「特開 2007-177993 を参照されたい」との記載に依存している³。

3 審決の理由の要旨

- (1) **明確性（特許法 36 条 6 項 2 号）** ①「公転と自転比率を変える」ための手段が規定されていない、②「自律分散式転がり軸受」は一般的な技術用語ではなく定義が不明、③温度条件が構成 A に伴う結果を述べたものか、構成 A とは別の構成を備える趣旨か不明であり、多義的である。
- (2) **実施可能要件（同条 4 項 1 号）** 発明の詳細な説明は、過度の試行錯誤なく実施できる程度に記載されていない。
- (3) **進歩性（29 条 2 項）** 審決は、構成 A 及びこれに続く摩擦・温度に関する記載を含めて、引用発明 1（実用新案登録第 3059736 号）との相違点を認定した。そのうえで、温度条件は構成 A に伴う作用を述べたものと解し、引用文献 2（特開 2007-177993。原告自身の出願）に記載された構成 A に相当する技術を引用発明 1 に適用することは、寿命低下や騒音振動の改善という一般的課題を動機付けとして容易であると判断した¹。

公報によれば、引用文献 1 は、外輪・内輪をアルミニウム合金製とし、その表面を、硬質アルマイト皮膜の多孔性組織に四フッ化樹脂を含浸させた表面層とした玉軸受で、実施例は保持器を備える⁵。引用文献 2 は、転送溝の接触角を変化させて転動体の公転速度を減速・加速させ、保持器なしで負荷領域の転動体間に間隔を生じさせる技術を開示し、特許第 3964926 号として登録されている⁶。

4 取消訴訟における当事者の主張

- (1) **原告** 「自律分散式転がり軸受」は先行技術で、その構造は引用文献 2 の独立請求項に記載されており、本件明細書はその公報番号を記載しているから参酌すれば明確である。構造で限定すれば侵害品への権利放棄に直結する。引用文献 2 が特許査定を受けている以上、実施可能要件も満たす。進歩性については、温度条件は補正されていること、引用文献 2 の課題は負荷領域で転動体の競い合いのない転がり装置の提供であり、寿命・騒音の改善は副次的効果にすぎないことを主張した。
- (2) **被告** 審決が審理対象とした発明は補正後の請求項 1 である。判断部分で構成 B を補正前の文言で記載した誤りはあるが、明確性判断の要点（構成 A と構成 B の関係の多義性）も、進

歩性判断の要点（構成 A に相当する構成とすることの容易想到性、課題の共通性による動機付け）も、補正後の文言で読んで変わらないから、誤りは結論に影響しない¹。

二 判旨（審決取消）

「本件審決の『理由』欄の『第 2 本願発明』には、本件補正により補正された特許請求の範囲の請求項 1 は前記第 2 の 3(2)のとおりであると記載される一方で、『第 4 当審における判断』には、本願発明の明確性につき、……と、また、本願発明の進歩性につき、……と、さらに、審判請求人（原告）の主張につき、……と、一貫して本件補正による補正前の請求項 1 が記載され、本件補正による補正前の請求項 1 に係る発明を対象として審理判断がされている。」

「そうすると、本件審決には、本件補正による補正後の請求項 1 に係る発明を対象として、その明確性、実施可能要件、進歩性等につき審理判断すべきであるのに、本件補正による補正前の請求項 1 に係る発明を対象として、これらを審理判断した手続上の瑕疵が存在するといわざるを得ない。」

「そして、審理判断の対象を異にする以上、これが本件審決の結論に影響を及ぼすことは明らかであり、本件審決は取り消されるべきである。」¹

本判決は、明確性・実施可能要件・進歩性に関する当事者の主張には判断を示していない。

三 評釈

1 本判決の位置付け

本判決は、審決書内部の齟齬（「第 2」では補正後、「第 4」では補正前）を、単なる記載上の誤りではなく**審理判断の対象の誤り**として捉え、これを手続上の瑕疵と性質決定した。そのうえで、結論への影響を実体判断に立ち入らずに肯定した。理由はごく簡潔であるが、①審理対象をどう確定するか、②瑕疵が結論に影響するかをどう判断するか、③取消判決の拘束力がどこまで及ぶか、という審決取消訴訟の基本問題に関わる。評者は結論・理由とも賛成する。以下、順に検討する。

2 審理対象の確定——審決書の記載からの客観的把握

(1) 審決は、結論及び理由を記載した文書で行わなければならない（特許法 157 条 2 項 4 号）⁷。

審決が何を対象に判断したかは、審決書の記載から客観的に把握されるべきであり、訴訟段階での被告の説明（「審理対象は補正後の請求項 1 である」）によって置き換えることはできない（評者）。

- (2) 本判決は、判断部分のうち、明確性の判断、相違点の認定、構成 B の技術的意義の解釈、引用文献 2 の技術的事項との対応関係、審判請求人の主張への応答という判断の各段階を具体的に摘示し、そのいずれにも補正前の文言が用いられていることを確認したうえで、「一貫して」補正前の請求項 1 が対象とされたと認定した。冒頭の「第 2 本願発明」の記載（形式）よりも、判断の骨格をなす部分（実質）を重視したものと理解できる。
- (3) 本件では、複数の主要な判断箇所に一貫して補正前の文言が用いられていたことが重視された。判断部分の一部に補正前の文言が紛れ込んだにとどまる場合の扱いは、本判決から一律には決まらない。補正の内容と審決全体の記載から、審理対象の誤りといえるか、結論に影響するかを個別に検討することになろう。誤りが一部にとどまっても、それが判断の核心に関わる箇所であれば、取消しに至る余地はある（評者）。
- (4) 齟齬の原因について判決は何も述べていない。もっとも、本件補正は審判段階の拒絶理由通知に応答したものであり、同通知は補正前の請求項を前提に起案されていたはずである。通知の判断部分を審決に流用した際に、引用文言の更新が漏れた可能性が考えられる（評者の推察。判決からは確認できない）。

3 「結論に影響を及ぼすことは明らか」——実体に立ち入らない取消しの可否

(1) 問題の所在

審決取消訴訟では、審決の認定判断に誤りがあっても、それが結論に影響しなければ審決は取り消されないのが原則である^{8,9}。被告はこの原則に依拠し、補正後の文言で読んでも明確性・進歩性の判断の要点は変わらないと主張した。本判決は、この点を個別に検討することなく、「審理判断の対象を異にする以上」結論への影響は明らかとした。

(2) 判例法理との関係

判例	判示の要点	本件との関係
最大判昭和 51 年 3 月 10 日〔メリヤス編機〕 ¹⁰	審判で審理判断されなかった公知事実との対比による無効原因は、審決取消訴訟で審決を違法又は適法とする理由として主張できない。	審判で審理判断されなかった公知事実との対比による無効原因の主張は、審決取消訴訟では制限される。
最判昭和 51 年 5 月 6 日 ¹¹	無効審判係属中に訂正審決で審判の対象が変わった場合、修正・補充が不要と明白な事情がない限り、変更後の対象について弁論の機会を与えるべき。瑕疵が結果に影響しないことが明らかな特別の事情があれば取消原因とならないが、影響の判断が審判で審理判断されていない公知事実にかかわるときは、瑕疵が一般的に審決に影響を及ぼすべき性質かどうかで決する。	審判対象の変更を看過した手続瑕疵の先例。影響の判断に未審理事項の検討を要する場合は、瑕疵の性質で判断する。
最判平成 11 年 3 月 9 日〔大径角形鋼管〕 ⁸	原審の「訂正後の発明を審決の引用技術と対比し、同旨の理由で同一の結論に達するならば、要旨認定の誤りは結論に影響しない」との判断を否定。訂正後の発明の特許性を、審判を経ずに裁判所が第一次的に判断することはできないとして、減縮訂正の確定により無効審決は取り消されなければならないとした。	被告の主張は、同事件原審の「同一結論」論と同じ構造をもつ（ただし、平成 5 年改正前法下の無効審判・訂正の事案）。
東京高判平成 14 年 11 月 14 日 判時 1811 号 120 頁〔建築物の骨組構築方法〕 ⁹	無効不成立審決の取消訴訟係属中に訂正審決が確定した事案で、訂正審判において同じ対比対象について特許庁の判断が先行していたこと等から、直ちに取り消さず実体判断に入った。	実体判断型の例。ただし特許庁の判断が先行していたことが前提。

(3) 本件への当てはめ（評者）

ア 被告の主張は、大径角形鋼管事件の原審が採り、最高裁が退けた「同一結論」論と同じ構造をもつ。同最判は、訂正後の発明の特許性判断を審判を経ずに裁判所で第一次的に行うこと

はできないとした⁸。

- イ 本件では、補正後の請求項 1 について特許庁の判断は一度も示されていない。実体判断に踏み込んだ下級審の例（建築物の骨組構築方法事件）は、同じ対比対象について特許庁の判断が既に示されていたことを重視していたが⁹、本件ではその前提すら欠ける。
- ウ 明確性は、請求項の記載全体から判断される。補正されたのは、審決が多義性を指摘した「構成 A と構成 B の関係」の一方の項そのものである。「温度上昇値」から「温度」への変更が、構成 B を構成 A に伴う結果と読むか、別の構成を要すると読むかに影響しないとは、補正前についての判断から当然には言えない。被告の主張を採るには、裁判所が補正後の請求項 1 の明確性を自ら判断しなければならない。
- エ 進歩性についても、審決は構成 B を構成 A に伴う作用と解することを前提に、相違点を一つにまとめていた。補正後の構成 B（温度上昇値ではなく、動作時の軌道温度そのものによる規定）をどう位置付けるかは、相違点の認定そのものに関わる。
- オ したがって、被告の主張する「無害性」は、補正後の発明についての第一次的判断を経なければ確定できない。同判決は、平成 5 年改正前の特許法の下で、無効審決取消訴訟の係属中に減縮訂正審決が確定した事案であり、本件とは手続類型を異にする。しかし、審判で判断されていない発明について、裁判所が第一次的な特許性判断をして審決を維持することへの慎重さは、本件を評価するうえでも参考となる。本判決が実体判断に入らずに取り消したことは、この趣旨に沿う。

〔注〕大径角形鋼管事件のような事態は、現行法では生じにくい。無効審判の係属中から審決確定までの間は訂正審判を請求できず（特許法 126 条 2 項）、平成 15 年改正で設けられた審決取消訴訟提起後 90 日以内の訂正審判請求の例外も、平成 23 年改正で廃止されたためである^{7,9}。本判決は、訂正をめぐるこうした局面とは別に、拒絶査定不服審判で審決自体が審理対象を取り違えた場面について判断したものである。

(4) 手続保障の観点（評者）

最判昭和 51 年 5 月 6 日は、手続上の瑕疵であっても、結果に影響しないことが明らかな特別の事情があれば取消原因とならないとする。他方、影響の判断が審判で審理判断されていない公知事実にかかわるときは、瑕疵が一般的に審決に影響を及ぼすべき性質かどうかで決するとした¹¹。本件で被告のいう無害性を確認するには、特許庁が判断していない補正後の発明について、裁判所が明確性等を判断しなければならない。未審理の事項の検討を要するという点で、同最判

の後段と同じ状況にある（評者）。

加えて、本件補正は審判段階の拒絶理由通知に応答してされたものである。拒絶査定不服審判で査定の理由と異なる拒絶理由を発見した場合、合議体は拒絶理由を通知し、意見書提出の機会を与えなければならない（特許法 159 条 2 項による 50 条の準用）⁷。その応答である補正を判断に反映しない審決は、意見書提出・補正の機会を実質的に損なう。このような瑕疵は一般的に審決に影響を及ぼすべき性質を有するとみるのが相当であり、本件では、実体判断による無害性の確認を許すべきではないと考える（評者）。

(5) 訴訟経済との関係（評者）

差戻し後に同じ結論となれば、事件が特許庁と裁判所の間を往復するだけになる。しかし、審理対象の取り違えは審決側の瑕疵であり、その手戻りのコストを出願人の手続保障を削って回収するのは筋違いである。被告としても、訴訟において手続上の誤りを認め、審決を取り消す判決の確定を経て、特許法 181 条 2 項に基づく再審理を速やかに行う方向で対応する余地があった。

4 「手続上の瑕疵」との性質決定と取消判決の拘束力

(1) 本件の誤りは、補正後の発明の要旨認定の誤り（実体上の誤り）と構成することもできる。

しかし本判決は「手続上の瑕疵」と表現した。審理判断すべき対象について判断を示さなかった点で、判断の遺脱に近い性格をもつことを重視したものと理解できる（評者）。

(2) 取消判決の拘束力（行政事件訴訟法 33 条 1 項）¹² は、判決主文を導くのに必要な事実認定及び法律判断に及ぶ（最判平成 4 年 4 月 28 日〔高速旋回式バレル研磨法〕）¹³。本判決が主文を導くのに必要とした判断は、審決が補正前の請求項 1 を対象として審理判断したこと、それが手続上の瑕疵に当たること、及びその瑕疵が結論に影響することである。明確性・実施可能要件・進歩性という実体要件について、特許庁を拘束する判断は示されていない。特許庁は補正後の請求項 1 について更に審理を行い（特許法 181 条 2 項）⁷、同じ理由で再び不成立審決をすることも妨げられない（評者）。

5 差戻し後の審理の見通し（評者の分析）

(1) **明確性** 指摘①（「公転と自転比率を変える」手段の不規定）と②（「自律分散式転がり軸受」の定義不明）は、補正されていない部分に関するもので、補正後も維持される可能性が

高い。原告は明細書に引用文献 2 の公報番号が記載されていることを根拠とするが、請求項は機能的に「公転と自転比率を変える」と記載するのみで、引用文献 2 が開示する具体的構造（接触角変化路等）⁶を特定していない。公報番号の記載だけで請求項の範囲が特定されるという立論には困難が伴う。もっとも、機能的な記載であることや、具体的構造が請求項に列挙されていないことだけで、明確性要件違反となるわけではない¹⁴。補正後の請求項全体について、明細書・図面及び出願時の技術常識を考慮し、当業者が発明を明確に把握できるかを改めて検討する必要がある。また、明細書の記載を公報番号の引用で代替できるかという問題と、技術常識を認定するために文献を考慮することとは、区別して論じるべきである。

- (2) **構成 B** 補正により、比較される量の対応は整った。他方、動作時の軌道温度は、回転速度・荷重・潤滑状態・雰囲気温度などの使用条件に左右される。使用条件を特定しないまま温度条件を物の発明の特定事項とすることが明確といえるかは、新たな論点となり得る。これが通知済みの拒絶理由と異なる理由であれば、改めて拒絶理由を通知する必要がある（特許法 159 条 2 項・50 条）。
- (3) **進歩性** 引用文献 1 はアルミニウム合金製の内外輪をもつ玉軸受、引用文献 2 は原告自身の先行出願で保持器を用いない構成を開示する^{5,6}。明細書の論理（軽合金の軌道では摩擦熱による軟化が問題となり、自律分散式の構成で摩擦熱を抑える）³を前提にしても、構成 B を構成 A に伴う作用効果とみる限り、審決の判断構造は補正後も大きくは変わらない可能性がある。ただし、引用文献 1 が耐摩耗対策として表面処理を採用している点⁵を踏まえ、組合せの動機付けをどう評価するかは、補正後の発明について改めて判断されるべき事項である。
- (4) **出願人側の対応** 取消判決確定後の再審理では、新たな拒絶理由通知がなければ、原則として補正の機会はない（特許法 17 条の 2 第 1 項）⁷。補正を検討するなら、上申書や面接で合議体に意向を伝えることが考えられる。

6 実務上の示唆

- (1) **審判合議体** 補正があった事件では、判断部分で引用する請求項の文言を補正後のものと照合する工程を明示的に設けるべきである。本件の齟齬の原因は判決からは明らかでないが、拒絶理由通知など先行する文案を審決に流用する場合には、同種の齟齬が生じやすい。起案

支援ツールの活用が広がれば、文案の流用や自動生成に伴う「対象のずれ」を検出する検証工程の重要性は一層増す（評者の付言）。

- (2) **出願人・代理人** 審決を受け取ったら、判断部分で引用されている請求項が補正後のものを照合する。本件のとおり、この種の瑕疵は実体の主張の強弱と無関係に取消事由となる。ただし、得られるのは再審理の機会にとどまり、権利化の成否は実体で決まる。
- (3) **被告（特許庁）の訴訟対応** 審理対象の取り違えが判断全体に及ぶ場合、「結論に影響しない」との主張は通りにくいことが本判決で示された。訴訟において手続上の誤りを認め、取消判決の確定を経て特許法 181 条 2 項に基づく再審理を速やかに行う方向で対応することも、検討に値する。

7 結語

本判決は、審決が判断すべき対象を判断していない場合に、裁判所が代わりに判断して審決を救済することはしない、という審決取消訴訟の基本構造を、拒絶査定不服審判の場面で簡潔に確認したものである。本件では、審決の主要な判断箇所にも補正前の文言が一貫して用いられていた。起案時の文言更新漏れ等も考えられるが、その発生原因は判決からは明らかでない。いずれにせよ本判決は、特許庁の第一次的判断の尊重と出願人の手続保障を重視する判例法理の延長線上に位置付けられ、実務への示唆は小さくない。

参考文献

-
- [1] 知的財産高等裁判所 令和 8 年 9 月 9 日判決 令和 8 年(行ケ)第 10016 号 審決取消請求事件（判決文）.
<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-97024.pdf>
- [2] 同判決 判決要旨（裁判所ウェブサイト）. https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-point_pdf-97024.pdf
- [3] 特開 2022-076505 号公報「転がり軸受」（本願の出願公開公報、出願人 株式会社空スペース）.
<https://patents.google.com/patent/JP2022076505A/ja>
- [4] ニュースイッチ「夢のベアリング？空スペースの摩擦損失を大幅低減した転がり軸受の凄さ」（日刊工業新聞 2007 年 10 月 24 日付記事を掲載）. <https://newswitch.jp/p/916>
- [5] 実用新案登録第 3059736 号公報「軽量用玉軸受」（引用文献 1）.
<https://patents.google.com/patent/JP3059736U/ja>

- [6] 特開 2007-177993 号公報「転がり装置、及びその製造方法」(引用文献 2。特許第 3964926 号)。
<https://patents.google.com/patent/JP2007177993A/ja>
- [7] 特許法(昭和 34 年法律第 121 号)。e-Gov 法令検索。<https://laws.e-gov.go.jp/law/334AC0000000121>
- [8] 最判平成 11 年 3 月 9 日 民集 53 卷 3 号 303 頁(平成 7 年(行ツ)第 204 号)〔大径角形鋼管の製造方法〕。https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/579/052579_hanrei.pdf
- [9] 山根崇邦「無効審判請求不成立審決の取消訴訟係属中に訂正審決が確定した場合の審決取消訴訟の帰趨—建築物の骨組構築方法事件—」知的財産法政策学研究 12 号 321 頁(2006 年)。
<https://hdl.handle.net/2115/43485>
- [10] 最大判昭和 51 年 3 月 10 日 民集 30 卷 2 号 79 頁(昭和 42 年(行ツ)第 28 号)〔メリヤス編機〕。
(最判平成 11 年 3 月 9 日の判決中で引用。URL は未掲記)
- [11] 最判昭和 51 年 5 月 6 日 集民 117 号 459 頁、判時 819 号 35 頁(昭和 45 年(行ツ)第 32 号)〔有機塑性材料より中空の品物を造る方法〕。<https://www.courts.go.jp/hanrei/64061/detail2/index.html>
- [12] 行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)。e-Gov 法令検索。<https://laws.e-gov.go.jp/law/337AC0000000139>
- [13] 最判平成 4 年 4 月 28 日 民集 46 卷 4 号 245 頁(昭和 63 年(行ツ)第 10 号)〔高速旋回式バレル研磨法〕。(URL は未掲記)。解説として、高部眞規子「取消判決の拘束力〔高速旋回式バレル研磨法〕」『特許判例百選〔第 6 版〕』別冊ジュリスト 275 号 182 頁(2025 年、No.90)がある
- [14] 特許庁「特許・実用新案審査基準」第 II 部第 2 章第 3 節(明確性要件)。
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/ht/index.html